京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例（平成21年京都府条例第53号）の一部改正　新旧対照表

現　行

別表第１（第10条関係）

１　施設使用料

施設	区分	金額	
		舞鶴港	その他の港湾
起重機	１　第２ふ頭軌道走行式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	6,550円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	1,447,000円	—
	２　舞鶴国際ふ頭軌道走行式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	7,900円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	1,785,000円	—
	３　移動式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	4,050円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	1,054,000円	—
	４　軌道走行式橋形起重機		

改正案

別表第１（第10条関係）

１　施設使用料

施設	区分	金額	
		舞鶴港	その他の港湾
起重機	１　第２ふ頭軌道走行式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	19,600円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	5,695,000円	—
	２　舞鶴国際ふ頭軌道走行式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	7,900円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	1,785,000円	—
	３　移動式起重機		
	(1)　一般使用		
	１基につき30分	4,050円	—
	(2)　専用使用		
	１基につき１月	1,054,000円	—
	４　軌道走行式橋形起重機		

備　考

①一般使用の単価を修正

②専用使用の単価を修正

	一般使用 1基につき30分	24,100円	—		一般使用 1基につき30分	24,100円	—	

附　則

この条例は、公布の日から起算して31日を経過した日又は令和８年11月15日のいずれか遅い日から施行し、この条例による改正後の別表第１の規定は、同日以後の通常使用に係る使用料について適用する。